

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
1	入札参加者について	構成企業全体の有する議決権の割合が全議決権の2分の1以上であれば、構成企業以外の企業が特定目的会社に出資することも認められておりますが、構成員からの再委託により業務を受託（下請け）する企業が特定目的会社へ出資する場合、当該企業は入札参加者には含まれず、また、基本協定書の当事者とはならないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	入札参加者の構成	<p>主要な業務を担わない企業（ファイナンシャルアドバイザー業務やSPC管理業務など）は、弁護士事務所や会計事務所、税理士法人などと同様に、特定目的会社から直接業務を受託する場合でも、構成員になるかは事業者の提案とさせていただきます。よろしいでしょうか。</p> <p>上記により、構成員として入札参加書類を提出しない場合、当該企業が特定目的会社に出資する場合でも基本協定書の当事者とはならないという理解でよろしいでしょうか。</p>	前段については、事業者の提案に委ねます。後段については、ご理解のとおりです。
3	入札参加資格について	実施方針P.12「(4)維持管理業務を行う者」において平成24年4月以降に、国又は地方公共団体が発注した施設の維持管理業務の実績とありますが、該当する建物用途は給食施設という考えでしょうか。	個別の参加資格要件として、建物用途や規模等に条件は設けておりません。本事業を実施する上で適切な実績等をご提示ください。
4	2.5.1.共通の参加資格要件（イ）について	当要綱の入札参加停止又は入札参加回避を「現在」受けているという意味であり、過去処分は問わないという理解でよいか。	入札説明書において「基準日」を設ける予定です。
5	「運営業務を行う者」の第1及び第2両方への参加について	第1給食センターにも第2給食センターにも応募できるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	複数応募の禁止について	実施方針P9の複数応募の禁止（2.4.4.）について、「入札参加者の構成員及び当該構成員と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、本事業に係る他の入札参加者の構成員になることはできない」とあるが、ここでいう本事業とは「第2学校給食センター事業」を指すものであり、「第1学校給食センター」は含まれない、という理解でよいか。	ご理解のとおりです。
7	質問形式	第1給食センターと第2給食センターとで、同じ質問がある場合は、それぞれに個別に質問をするのでしょうか。	基本的に別事業であるため、個別に質問をお願いします。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
8	事業者の収入について	施設整備に係るサービス対価については、全て一括にて支払われ、割賦による支払いは予定されていないという理解でよろしいでしょうか。 また、割賦による支払いとなる場合は、提案時に使用する基準金利を明示、若しくは、貴市HPでの公表をお願い致します。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の趣旨に沿って、原案どおり施設引き渡し後の一括支払いをお願いします。
9	事業者の収入について	施設整備に係るサービス対価について、施設整備期間中の出来形に応じた中間払い等は想定されておりますでしょうか。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の趣旨に沿って、原案どおり施設引き渡し後の一括支払いをお願いします。
10	事業者の収入	施設整備にかかるサービス対価について、本施設の引き渡し後に事業者へ一括支払いを行う予定とのことですが、設計業務は建設前に完了しており、建設期間中、支払われない状態が続きます。設計完了時、費用の支払いをお願いできませんでしょうか。	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の趣旨に沿って、原案どおり施設引き渡し後の一括支払いをお願いします。
11	事業者の収入	物価変動等に伴う変動において公告時には、採用される指標を提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示する事業契約書(案)をご確認ください。
12	事業所税について	本事業の業務を実施する特定目的会社は、貴市の要求水準に基づき維持管理・運営業務を行うことのみを目的とする株式会社であり、あくまでも本事業は公共事業で事業主体は貴市であることから、特定目的会社に事業所税は課税されない認識でよろしいでしょうか。	事業主体の判定に当たっては、個別の契約内容から、施設の使用管理状況、施設の使用管理責任及び収益の帰属性等を踏まえて総合的に判断することとなるため、現時点では課税対象となるかどうかは判断できかねます。
13	事業所税について	本事業において事業所税が課税される場合、入札における公平性の担保のため、資産割の事業所税額を積算するための、課税対象の諸室区分の考え方を明示して頂けますでしょうか。 (例) 課税対象：給食調理エリア、事業者専用区域（福利厚生のための諸室である休憩室を除く。）、特定目的会社所在地 非課税：貴市職員占有区域 ※共用部分については、課税対象の延床面積と非課税の延床面積の按分により積算	課税対象の諸室区分の考え方については、市が定める「事業所税の手引き」をご確認ください。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
14	事業所税について	<p>本事業において事業所税が課税される場合、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただけないでしょうか。</p> <p>事業所税は事業者の利益に対して課税されるものではないため、事業所税の税率変更に伴う納付額の増加が、特定目的会社の収支計画の悪化要因となり、事業の継続が困難になる可能性も想定されますので、事業所税の税率変更リスクは貴市の負担としていただきますようお願い致します。</p>	<p>事業所税の税率変更リスクは、実施方針に定めるリスク分担表（案）のNo.5「その他の税制変更に関するもの」に該当し、事業者のリスクとしています。</p>
15	事業所税について	<p>事業所税はかかるという理解でよいでしょうか。</p>	<p>現時点では事業所税がかかるかどうかは判断できかねます。事業所税がかかる場合、その課税対象の諸室区分については、市の「事業所税の手引き」をご確認ください。</p>
16	事業の継続が困難となった場合における措置について	<p>引渡し前に契約解除がなされる場合で既に出来形がある場合は、貴市にて出来形部分を買取っていただけるようご検討をお願い致します。建設期間中に必要な資金を銀行等からプロジェクトファイナンスで調達する場合、出来形部分の買取がされない条項（買取するか不明瞭なケース）ですと資金調達が困難となります。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
17	事業者の帰責により事業の継続が困難となった場合における違約金について	<p>維持管理・運営期間における事業者帰責事由により課される違約金について、違約金が多額になる場合、事業者の過度なリスク負担となり、また、プロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合の金利の費用の増加つな갑니다ので、学校給食センターPFI事業において一般的である運営・維持管理業務に係るサービス対価の年額の10%程度としていただきますようお願いいたします。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
18	基本協定書における違約金の発生事由	<p>入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、独禁法違反及び談合等により違約金が課される場合、本事業において独禁法違反及び談合等を行った場合に限定して頂けますようお願い致します。本事業に限定されない場合、構成員にとってリスクが過大となり、本事業への参加が困難となる可能性がございます。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
19	基本協定書における違約金の発生事由	<p>入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、入札参加資格の喪失により違約金が課される場合、代替企業を選定することで事業が継続可能な場合は、当該違約金は課されない建付けとして頂きますようお願い致します。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
20	基本協定書における違約金の連帯債務	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、構成員が自己の請負または受託する業務以外のリスクを負う可能性がある場合は参入障壁が高くなるため、基本協定書における違約金は、連帯債務ではなく帰責企業がリスクを負担する建付けとして頂きますようお願い致します。	参考にさせていただきます。
21	基本協定書における違約金の発生期間	入札参加者が落札者として決定した場合に貴市と締結する基本協定書について、事業契約において基本協定書と同様の事由による違約金が規定されるケースが一般的かと存じますので、基本協定書における違約金については、事業契約締結前までに違約金の発生事由に抵触した場合に課される形としていただけますでしょうか。	参考にさせていただきます。
22	直接協定の必要性	実施方針P9の『2.3.14直接協定の締結』に記載あるとおり金融機関等からの融資がなければ、直接協定はないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	建中金利について	建設期間中に建中ローンを借りた場合、直接協定を結ぶことができるかという考えでよいでしょうか。	金融機関から市に直接協定を締結したいと依頼があった場合は締結したいと考えています。
24	地元企業（定義を含め）の参画についての評価について	地元企業について、その定義と地元企業が事業参画した場合の評価について、どのように考えているか、ご教示ください。	堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱において、建設工事に係る市内業者は、「市の区域内に建設業法第3条第1項に基づく主たる営業所を有する者」と定めています。また、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱において、市内業者は、「市が市税を課税する者で、市の区域内に本店を有するもの」と定めています。なお、評価については、入札公告時に公表する落札者決定基準をご確認ください。
25	地元企業	地元活用が一定の評価基準となる場合、地元企業の定義について、堺市に本社・本店・支店・営業所等を設置する企業という理解でよろしいでしょうか。	堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱において、建設工事に係る市内業者は、「市の区域内に建設業法第3条第1項に基づく主たる営業所を有する者」と定めています。また、堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱において、市内業者は、「市が市税を課税する者で、市の区域内に本店を有するもの」と定めています。なお、評価については、入札公告時に提示する落札者決定基準をご確認ください。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
26	地元企業への配慮	本件提案の代表企業や構成企業、協力企業に堺市内の事業者が含まれる場合、審査・評価時において加点要素となるか。	入札公告時に提示する落札者決定基準をご確認ください。
27	特別目的会社の設立について	第1給食センターにも第2給食センターとも同じ事業者が落札した場合、SPCを1つにすることは可能でしょうか。	不可とします。
28	特別目的会社の必要性	本事業において、VFMを出すためにも、特別目的会社を設ける必要性はありますでしょうか。	本事業は長期契約になること、事業規模が大きいため、各業務でJV等を組成するなど、数多くの企業が関わるのが想定されます。事業全体の効率的なリスク管理等に資するため、特別目的会社（SPC）の組成をお願いします。
29	実施方針P3 1.1.4 (5) (ア) 施設整備に係るサービス対価について	「本施設の引き渡し後に事業者へ一括支払いを行う予定」と記載がありますが、設計業務について「基本設計」「実施設計」「工事監理」の各業務完了の支払いをして頂くことはできないでしょうか	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の趣旨に沿って、原案どおり一括支払いをお願いします。
30	実施方針 P3 1.1.4 事業内容 (7)事業実施スケジュール（予定）	施設整備期間を25か月（令和5年1月以降）とされていますが、その中の工事期間は「4週8休」で想定されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	実施方針 1.1.4(7) 要求水準書（案） 2.2.2 施設整備期間について	・「堺市開発行為等の手続に関する条例」の適用有無により施設計画及び施工期間に大幅な違いが生じる恐れがあります。	堺市開発行為等の手続に関する条例第4条第1項に基づく「開発行為等に係る適用法令等要否判定依頼書」の提出は必要となりますが、本条例第7条による事前協議は不適用となる予定です。ただし、市は、要求水準書に記載のとおり、「本件施設の整備において「堺市開発行為等の手続に関する条例」が適用されない場合でも、同条例の趣旨を踏まえて関係機関と真摯に協議を行い、同等以上の技術基準を満足すること。」を求めています。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
32	実施方針 リスク分担表 要求水準書（案） 2.2.1(2) 土壌汚染について	<p>・リスク分担表35用地リスクでは、『市の公表資料等において通常予見出来ない場合を除く』とありますが、土壌汚染の有無についての報告書は公表されるのでしょうか。</p> <p>一方、要求水準書（案） 2.2.1(2)において『敷地場外への残土搬出が必要となる場合は、事前に土壌汚染調査をするなど～』とあり貴市において土壌汚染調査等は実施しないと思慮します。この場合のリスク分担については貴市になると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>前段は、土地履歴について、有害物質の使用や埋設廃棄物を有していた履歴はありません。なお、市において形質変更届に関する手続きを完了しているため、新たに事務処理していただく必要はございません。後段の土壌汚染が発見された場合については、市と協議していただくことを想定しています。</p>
33	実施方針 P15 表1 リスク分担表(案) No.18、No.19	<p>物価変動リスクにつきまして、「建設期間中における一定の・・・」と表記されています。</p> <p>現在、燃料費高騰を伴う材料費の価格上昇トレンドの中にあると思われませんが、最初の金額提示（入札時）から建設工事開始までの物価変動（特に物価上昇）に対するリスク対応の所在・方法について、現時点での市としてのお考えを教えてください。</p>	<p>入札公告時に提示する事業契約書(案)をご確認ください。</p>
34	実施方針 P15 表1 リスク分担表(案) 物価変動リスク	<p>物価変動リスクの基準点をどこにもうけるか明確にしてほしい。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
35	物価上昇について	<p>昨今の鋼材・原材料樹脂等の値上げやエネルギー価格高騰による運賃、梱包資材等の値上げにより、厨房機器や食器等の備品についても各メーカーより値上げの実施や予告が頻繁に伝えられています。</p> <p>予定価格につきましては、そういった現状に配慮した予算としていただくよう希望いたします。</p>	<p>参考にさせていただきます。</p>
36	用地リスクについて	<p>実施方針（表1 リスク分担表（案）施設整備段階、建設リスク、用地リスクについて「事業用地の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの（市の公表資料等において通常予見できない場合を除く）」とありますが、市の公表資料についてご教示頂ければと思います。</p>	<p>土地履歴について、有害物質の使用や埋設廃棄物を有していた履歴はありません。ただし、自然由来のものなど基本的に公表資料で予見できなかったものが発見された場合は市のリスクと考えて頂いて構いません。</p> <p>また、既存建物に係る埋設配管はありますので、それについては実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存建物に関する図面が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。</p>

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
37	第1及び第2給食センターへの応募について	第1及び第2給食センターについて、同一の事業者が選定された場合、食品衛生法等に係る問題が発生した際のリスクは、どのように想定しているか。	入札公告時に公表される落札者決定基準に基づき、安全安心な給食を提供できる事業者を選定します。事業開始後は、食品衛生法等に係る問題が発生しないよう、市においてもモニタリングを徹底します。
38	火災保険について	引渡し後の施設は貴市の公有財産となるため、施設引渡後は貴市にて火災保険・共済等に参加されるとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書（案） P3 1.4.6 (1) ・ 遵守すべき法令等について	工場立地法について記載がありませんが、工場立地法の工場（製造業）に該当しないため、適用にはならないと考えてよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
40	要求水準書（案） P8 1.4.8 (6) ・ 配送校の施設整備について	配送校の配膳に伴う施設整備は今回の業務対象外と考えてよろしいでしょうか	配膳室の改修が必要な学校については令和7年度までに市が改修する予定です。
41	要求水準書（案） P11 2.2.1 (2) ・ 土壌調査について	「敷地場外への残土処分が必要となる場合は、事前に土壌調査をするなど・・・」と記載がありますが、土地履歴について情報を教えて頂けないでしょうか	土地履歴について、有害物質の使用や埋設廃棄物を有していた履歴はありません。
42	要求水準書（案） P11 2.2.1 (2) ・ 土壌調査について	土壌汚染対策法第4条第1項の規定による「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書の手続きは各種申請業務に含まれるのでしょうか	市において形質変更届に関する手続きを完了しているため、新たに事務処理していただく必要はございません。
43	要求水準書（案） P11 2.2.2 ・ 開発許可について	「堺市開発行為等の手続に関する条例」に適用するかを判断する上で、開発行為となる下記内容について教えてください ① 既設建物建設時の敷地範囲（以前の開発許可時段階）は今回の敷地範囲と同じで、「区画の変更」はないでしょうか ② 敷地内の地目は、全て「宅地」でしょうか	①、②ともご理解のとおりです。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
44	要求水準書（案） P11 2.2.2 ・開発許可について	市が行うPFI事業の場合、都市計画法第34条の2開発許可の特例に該当する場合がありますが、今回は該当し、開発許可は不要でしょうか（※開発許可が必要となる場合、プラン及び事業スケジュールに影響があります。）	本事業は、都市計画法第4条第1項第12号に定める「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」に該当しますが、同法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定です。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。
45	要求水準書（案） P11 2.2.2 ・開発許可について	「「堺市開発行為等の手続に関する条例」が適用されない場合でも、同条例の・・・同等以上の技術基準を満足すること」と記載があります。指導基準では広場等設置（敷地面積の3%）、自動車駐車場・自転車置場の設置（延面積200㎡当り1台）の指導について満足するする必要がありますでしょうか プランに影響がありますのでご指示頂けないでしょうか	要求水準書に記載のとおり、公共事業であることを踏まえ、指導基準を満たしていただく必要がございます。なお、緑化面積基準については、「開発目的：工業運輸供給施設」に定める式を用いてご算出ください。
46	要求水準書（案） P12 2.2.5（2） ・解体設計業務について	資料6の解体対象建物（意匠・構造・設備・外構）及び敷地周辺の工作物等（擁壁他）について図面はありますでしょうか	既存建物の図面はありますが、擁壁など工作物の図面はありません。なお、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
47	要求水準書（案） P12 2.2.5（3） ・解体工事について	解体設計業務を先行して行い、要求水準との適合確認及び市の確認後、本体実施設計途中でも解体工事を先行して行うことは可能でしょうか。 また、既設建物等はいつから解体工事可能でしょうか	既設建物等の解体工事は、先行して令和5年4月から着手可能です。ただし、解体設計後に、市の確認を得る必要があります。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。また、既存施設内の備品等については、解体工事着手前までに移設・処分いたします。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
48	解体範囲について	要求水準書（案）P12 2.2.5解体工事業務に、業務の対象は【資料6】に示すとおりとあり、資料6には北側の旧スロープ及び擁壁についての記載が御座いません。擁壁の安全性を堺市様で確認した上継続利用する、ということでしょうか。堺市の既存擁壁に対する見解をご教示ください。	北側の旧スロープ及び擁壁については解体し、新設していただくことを求めています。なお、要求水準書添付資料6「解体工事対象施設に関する資料」を一部修正します。また、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存建物に関する図面が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
49	調査・解体工事について	・既存建物の調査・解体においては、設計・建設期間、令和5年1月より実施可能でしょうか。 また、施設内に備品等がある場合は、事業契約締結前までに移設・処分されているものと考えて宜しいでしょうか。	既設建物等の解体工事は、先行して令和5年4月から着手可能です。ただし、解体設計後に、市の確認を得る必要があります。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。また、既存施設内の備品等については、解体工事着手前までに移設・処分いたします。
50	アスベスト処理について	要求水準書（案）P12 2.2.5.(1).(イ)に記載の「アスベスト調査報告書で合理的に予知できないアスベストが発見された場合には、当該アスベストの処理費用は合理的な範囲で市が負担し、工期の変更も協議する。」とありますが、現施設のアスベスト含有等について、意見交換及び、合理的な範囲について、個別対話させて頂ければと思います。	アスベストの有無については、要求水準書添付資料6「解体工事対象施設に関する資料」をご確認ください。ただし、検体採取していない煙突や配管保温材、ボイラー室の屋根などについては「みなし有り」としてご対応ください。
51	要求水準書（案） P17 3.2 (9) 映像紹介資料の作成 について	映像紹介資料の作成につきまして、「配送校やごみ処理過程なども含めることとし、～」とあり、また、実際の調理作業風景を紹介することを勘案した場合、提出期間として供用開始後、数か月間の期間を設けて頂いたほうが実際の風景を紹介することができると思いますので、ご検討いただきたい。	映像紹介資料の更新も含め、事業者の提案に委ねます。
52	広報支援業務	ライブ映像の配信が求められていますが、ライブ映像の対象諸室とイメージされま ず映像をご教示いただけませんかでしょうか。	生徒が給食に関心を持てるような映像の配信を想定しており、具体的な映像は提案に委ねます。
53	要求水準書（案） P17 開業準備期間の調理リハーサル	調理リハーサルで作る給食は、市と協議の上で、児童・生徒や市民の方々に提供することは可能でしょうか。	現時点では、児童・生徒、一般市民への提供は想定していません。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
54	要求水準書（案） P27 洗濯機及び乾燥機	調理設備の項目(f)ロ)において記載がありますが、洗濯機及び乾燥機は調理設備で調達するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書（案） P32 5.2.1運営責任者（7） について	「市から事業者の調理従事者に直接指示を行わない体制を確保するため、少なくとも常時1名のSPC従業員が給食センター内に常駐すること。」とありますが、「運營業務統括責任者」を対象とすることの理解でよろしいでしょうか。また、その場合に運營業務統括責任者から、運営企業の調理責任者への指示・命令系統で問題ないでしょうか。	要求水準書5.2.1.(7)「市から事業者の調理従事者に直接指示を行わない体制を確保するため、少なくとも常時1名のSPC従業員が給食センター内に常駐すること。」を削除します。
56	要求水準書（案） P34 学校給食センターの食材納品想定時間	米や油の納品はどの程度でしょうか。納品頻度を考慮して貯米タンクや油タンクの容量を選定するためご教授ください。	米は、週2回程度、油は月に2回程度納品する予定です。
57	要求水準書（案） P34 食材の想定納品時間	調味料類は月1回程度の納品から月2回の納品に変更可能ですか。	要求水準書5.3.1.(1)の【学校給食センターの食材納品想定時間】の調味料類の納品時間帯（想定）を「月1回程度」から「月2回程度 11時半～14時（12時～12時45分の間はのぞく）」に変更します。
58	要求水準書（案） P43 食器・食缶等保守管理業務	食器・食缶等の全てのものを最低2回更新するとありますが、食缶はステンレス製で計画した場合、耐久年数10年以上です。 その為、ステンレス製食缶の場合は、1回更新で計画することは可能でしょうか。 また、食器・食缶等の等とは、なにを指しますか。	食器については、2回の更新を予定しています。食缶については、ステンレス製で耐久年数が10年以上であれば、1回の更新を可とします。要求水準書5.3.1(7)(イ)(c)を修正します。また、食器・食缶等の定義については、要求水準書1.4.1.(9)に記載しているとおりです。
59	要求水準書（案） P46 食べる機能に配慮した食事の提供について(想定)	ペースト食やきざみ食の調理は専用の部屋で行う想定でしょうか。	専用の部屋の想定はしておりません。
60	食べる機能	食べる機能について、対応食数はどの程度を想定していますでしょうか。	要求水準書5.3.1(11)（ウ）において、「「刻み食」「ミキサー食」ができるスペースと電気設備を給食調理エリア内の非汚染作業区域に確保すること。（規模としては、1ライン（8000食/日）につき3食程度を想定）」を追記します。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
61	要求水準書（案） P48 6.1本施設概要 ・一般エリアの諸室等について	P44 5.3.1（10）（イ）にて、食育等支援業務で生徒や保護者等の施設見学や試食会・衛生講習会を行うと記載がありますが、P48 6.1本施設概要 一般エリアの諸室等に見学者用の研修室等の記載がありません。必要諸室があれば教えて頂けないでしょうか	施設見学や試食会・衛生講習会を行うための特別な諸室は必要ありません。
62	一般エリア	「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できるようにすること。」とありますが、来客者向け施設見学を想定されておりますでしょうか。市職員様による調理状況の目視確認という意図でしょうか。	要求水準書に記載している「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できる」ようにしていただくことを求めている趣旨は、モニタリングの一環として目視確認できるようにしていただくものであり、見学通路として特別にご提案いただくものではありません。
63	一般エリア	見学者等の一般来訪者が利用する諸室について必要な諸室をご教授下さい。見学通路、研修室、調理実習室等は必要でしょうか？	特に必要な諸室はありません。なお、要求水準書に記載している「煮炊き調理室等の様子を1階フロア又は2階フロアから確認できる」ようにしていただくことを求めている趣旨は、モニタリングの一環として目視確認できるようにしていただくものであり、見学通路として特別にご提案いただくものではありません。
64	煮炊き調理室について	煮炊き調理室の様子を確認できるようにすることとありますが、それ以外のエリアもカメラ等で調理過程を確認できるようにする必要がありますか。	事業者の提案に委ねます。なお、見学者用ではなく、市のモニタリング用として、確認できるようにしてください。
65	要求水準書（案） P50 米保管室	無洗米8,000食分を3日間保管とありますが、2ラインでの保管量と考えてよろしいでしょうか。	1ラインで、8,000食分×3日間の保管量となります。
66	要求水準書（案） P50 洗米室	給食に使用される米は無洗米と考えてよろしいでしょうか。 また、無洗米の場合でも洗米機の設置は必要でしょうか。	前段はご理解のとおりです。 後段は要求水準書6.2.1(2)「洗米室」に記載しているとおり、炊飯時にぬか等が混入しない等の衛生面に配慮して提案してください。
67	要求水準書（案） P51 炊飯室	赤飯の提供は想定しておりますでしょうか。想定している場合、もち米は無洗米を使用しますでしょうか。	もち米の使用は想定していません。
68	要求水準書（案） P64 6.3.1（4）（ウ） 給食エリアに関する特記事項について	エリア内の諸室や機器の温度・湿度は、リアルタイムで監視・制御・記録ができ、異常発生時には自動通報されるシステムとすること。と有りますが、ここで記されている機器とは、空調機器との理解でよろしいでしょうか。	空調機器だけでなく冷凍冷蔵設備なども対象としています。なお、感知内容については事業者の提案に委ねます。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
69	設備	「調理設備等の設備異常等も感知できるシステムとすること。」と記載がありますが、厨房機器も対象でしょうか？その場合の対象機器及び感知内容に付いてご教授下さい。	冷凍冷蔵設備を対象としています。なお、感知内容については事業者の提案に委ねます。
70	要求水準書（案） P54 6.2.2 (1) ・市職員用事務室について	（ア）市職員用が執務に使用できる室50㎡程度と記載がありますが、（キ）の記載の倉庫も含み50㎡程度と考えてよろしいでしょうか	要求水準書の6.2.2.(1) 市職員用事務室（キ）の「倉庫等」を「棚」に修正します。
71	要求水準書（案） P54 6.2.2 (1) ・市職員用更衣室について	更衣室使用する人員は4名でよろしいでしょうか また、男女比率がわかれば教えて頂けないでしょうか	現時点では、決定しておりません。
72	要求水準書（案） P57 6.3.1 (1) リ) ・一般来庁者用駐車台数について	市職員用以外に一般来庁者用駐車場は必要ないでしょうか 必要であれば台数を教えて頂けないでしょうか	市の公用駐車場として普通車3台分の確保をお願いします。それ以外の一般来庁者用駐車場については、特に指定しません。配置計画を考慮した上で、事業者にて提案ください。
73	要求水準書（案） P57 6.3.1 (1) (c) イ) 構内への車両の出入口 について	「構内への車両の出入口は、基本は南側道路の既設出入口とし、新たに設ける場合は安全性に配慮して設けること。」とありますが、既設の南側出入口を基本とされることについて貴市がお考えになる特段の事由がございましたらご教示ください。	現在、既設の南側出入口を使用しており、特段の問題は出ておりません。新たに出入口を設ける場合は、事業者の提案に委ねます。
74	敷地出入口について	要求水準書（案） P57 6.3.1.(1)(c)(i)に「構内への車両の出入口は、基本は南側道路の既設出入口とし、新たに設ける場合は安全性に配慮して設けること。」と記載がありますが、市の基本的な整備方針をお聞かせください。	配送・回収業務の効率性などを踏まえたうえで、事業者の提案に委ねます。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
75	敷地出入口について	敷地出入口として、現敷地では正面入口と、勾配のある配送車用と思われる出入口と、堺市土木課様で使用されている敷地出入口と3つありますが、それぞれを利用することを想定しているのでしょうか。 また、出入口を変更することは可能でしょうか。その場合開発行為にあたるのでしょうか。	勾配のある配送車用と思われる出入口は使用不可ですが、土木部が使用している出入口を継続使用するかは事業者の提案に委ねます。また、敷地出入口を変更することは可能ですが、本事業は都市計画法第4条第1項第12号に定める「主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更」に該当することから、出入口を変更するかどうかに関係なく開発行為に該当します。ただし、同法第29条第1項第3号により、開発許可手続きは不要となる予定です。なお、当地域は宅地造成工事規制区域に該当するため、宅地造成に着手する前に、宅地造成等規制法第11条に基づく協議が必要です。
76	敷地出入口について	本事業敷地の出入り口について、北側の出入り口に制限等が要求水準書（案）に記載されていると思いますが、その他、堺市様として要望等がありますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
77	敷地出入口について	第2給食センターの出入り口は既存の場所以外に、堺市様としての考えはありますでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
78	要求水準書（案） P62 6.3.1（8）環境配慮計画 について	SDGsへの取組みに繋がるゴミ（主に残菜等の生ごみ）の減容・減量もしくはリサイクルにつきまして、今回、要求水準書（案）の中では特段の明記はございませんでしたが、貴市としての学校給食における排出される生ゴミについての具体的な環境方針などがございましたら教えてください。リデュース（減らす）、リユース・リサイクル（再資源化）等	市では、堺市一般廃棄物処理基本計画において、「事業者及び関係団体と連携しながら、食品ロスなどの活用策の検討、学校給食リサイクルの検討など事業系食品廃棄物の削減を推進」しています。それを踏まえ提案してください。
79	要求水準書（案） P69 （イ）調理設備等 （a）共通事項 イ）冷蔵庫・冷凍庫	a)の記載はフレハブ冷蔵庫・冷凍庫ではなくタテ型冷蔵庫・冷凍庫の記載という理解でよいですか。	ご理解のとおりです。
80	要求水準書（案） P72 個包装常温品	個包装は、1学級分をビニールに入れて配送するという理解でよいですか。	ご理解のとおりです。
81	要求水準書（案） P76 食器	食缶同様に食器の最小、最大の組み合わせをご教示下さい。	「丼・汁椀・角仕切皿」、「深皿・汁椀・角仕切皿」の2種類を想定しています。
82	要求水準書（案） P76 食器かご	汁椀・角仕皿が1かごでの記載ですが、汁椀かごと角切皿かごを個々に調達する計画にしても問題ありませんか。	全市統一した仕様とするため要求水準書のとおりとします。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
83	要求水準書（案）P80 6.3.8（1）（イ） 食缶の仕様について	中身がこぼれない仕様とありますが、ステンレス食缶の場合、パッキンでこぼれを防止しますが、食缶内が真空状態にならないように必ずパッキンの一部に空気抜きスリットが入っており、完全に中身がこぼれない仕様とはなりません。パッキン等で中身がこぼれにくい仕様とすることと改めていただけませんかでしょうか。	通常使用でふきこぼれないような仕様であれば問題はありません。
84	02-資料2 ・事業用地現地測量図について	配付予定の現地測量図は、平面測量以外に高低測量及び境界確定済の現況測量図でしょうか	過去に境界確定している土地について、平面測量と縦横断で高低測量したものを要求水準書として添付する予定です。なお、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
85	現地調査について	現況測量図は入札公告時に配布予定となっておりますが、敷地周辺は高低差が非常にあるため個別に現地及び周辺のレベル測量をさせて頂くことは可能でしょうか	個別での現地測量は不可です。なお、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
86	既設スロープについて	敷地周囲には既設擁壁・スロープがありますが、再利用、又は、解体どちらで考えておられるでしょうか	既設擁壁・スロープは解体し、擁壁を新設することを予定しております。なお、要求水準書添付資料6「解体工事対象施設に関する資料」を一部修正します。また、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
87	既設の建物・工作物の状況について 資料6	・資料6の解体工事対象施設に関する資料において、構造・延べ面積のみの記載となっておりますが、既設建屋全ての図面を開示お願いします。また、擁壁の撤去も必要となりますので擁壁の範囲・構造図も併せて開示お願いします。	既存建物の図面はありますが、擁壁など工作物の図面はありません。なお、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
88	食材納品想定時間	翌日の食材納品想定時間において、給食を配送するピーク時間及び昼休み時間が想定されています。トータルコストを削減するためにも納品時間を変更していただけないでしょうか。	要求水準書5.3.1.(1)の【学校給食センターの食材納品想定時間】の納品時間帯（想定）を「使用日前日午前11時半～午後2時」から「使用日前日11時半～14時（12時～12時45分の間はのぞく）」に変更します。
89	配送校配膳室	配送校の配膳室は、今後、見学会等で確認させていただける機会をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約前の配膳室見学会等の実施は予定しておりません。配送校の配膳室に関しては、要求水準書別添資料13「配送校の配膳室現況図」をご確認ください。なお、プラットフォームは全校に設置しておらず、現在実施している選択制給食では、配送車は2トン車を使用しています。
90	配送校配膳室	配送校の配膳室は、改修の可能性はありますでしょうか。	配膳室の改修が必要な学校については令和7年度までに市が改修する予定です。
91	各配送校の配膳室の整備について	配膳室の整備状況について、牛乳パックの洗浄等の処理がございますので、現状の処理状況や設備面等についてご教示頂きたい。	現在実施している選択制給食では、配膳室内の1つシンクで牛乳パックを洗浄しており、配膳員1人で概ね100パックを30分程度で洗浄処理しています。なお、全員喫食制給食においては、3つのシンクを使用することができます。
92	配送車両調達業務	配送車両の調達方法について事業者提案との事ですが、リース方式を提案した場合、所有権はリース会社となり、事業終了時も所有権は市に移転しない提案も可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、配送車両は引渡し事項に含んでおりません。ただし、リース方式とした場合でも、施設引渡しまでには、配送車両の調達を完了してください。
93	給食物資配送拠点エリアの配送車について	納入のための6台の配送車の内訳は、肉、野菜等メーカーごとで分かれていますか。また、食品の詰め替えは、配送車を背中合わせにして行うのでしょうか。	給食物資配送拠点エリアに関して、要求水準書の別添資料11「給食物資配送調達・配送業務に関する資料」を修正します。
94	最新技術の導入	ICTの技術を用いた管理・運営提案について、貴市としてはどのように評価されるでしょうか。 （先進性があることが評価される、あるいは給食センターという特性上、前例がないことは評価しづらい等）	入札公告時に提示する落札者決定基準をご確認ください。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
95	反対運動等	本事業を進めることについて、地元から反対の声が上がっているというような状況はありますでしょうか。 もし反対運動等があるのであれば、事業を進める上でのリスクとして、事前に概要を把握させていただきたく存じます。	現時点では、把握していません。
96	周辺環境への配慮について	給食施設となると近隣への臭気への影響が懸念されますが、過去において本敷地周辺における臭気や騒音等のトラブルなど事例がありましたらご教示頂きたい。	現時点では、把握していません。
97	クレーム対応	給食センターを建設することことはどこかのタイミングで周辺住民等に周知すると思いますが、その際に出てきたクレームなどは共有していただけるのでしょうか。	トラブル等については、事業契約者と情報共有させていただきます。
98	拠点物資エリアについて	第2給食センターの既存物資拠点エリアを解体して、第1給食センターに移設することになりますが、開業時期を見ると第1給食センターの開業が第2給食センターより後になっています。物資拠点エリアは一度どこかに移転して、その後に第1に移ってくるということでしょうか。	ご理解のとおりです。
99	災害対応	災害時の対応につきまして、避難所や炊き出しなど施設としてどのような対応をお考えでしょうか。	大規模災害発生時における非汚染区域の調理設備を使った避難所等への炊き出しについては、困難であると考えています。ただし、市域内において非常変災が発生した場合には、施設設備の使用及び調理従事者の応援などの協力を求めています。
100	災害時	災害時に避難所としての機能や炊き出し等を行うことは想定されてますでしょうか。	大規模災害発生時における非汚染区域の調理設備を使った避難所等への炊き出しについては、困難であると考えています。ただし、市域内において非常変災が発生した場合には、施設設備の使用及び調理従事者の応援などの協力を求めています。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
101	自然災害について	要求水準書（案）P.66の給水・給湯管および受水槽の項に「地震の際にも、配管内（水槽内）の水が流出しないこと」とありますが、現在想定されている地震の規模についてご教示ください。	市の実施発生時の学校園の対応について、市域において震度4の地震が発生した場合は、学校園内の安全点検後、問題がなければ授業を再開することを想定しています。その際に、給食提供に影響がないよう備えてください。
102	設備	「40～50℃程度の給湯が出来る設備を適切に配置すること」とありますが、調理にお湯を使用することはありますか？	調理用に使用することはありません。
103	配管材料について	要求水準書P.66に給水管、給湯管はステンレスを使用するとありますが、蒸気管も含むという解釈でしょうか。	蒸気管を含め、ステンレス管を用いてください。要求水準書6.3.3.(3)（イ）「給水・給湯管」を「給水・給湯管（蒸気管含む）」に修正します。
104	B C Pについて	市域内において非常変災が発生した場合の本施設の役割について貴市の考え方をご教示頂きたい（非常用発電設備などを活用した災害拠点？など）。また他施設の資料でも構いませんので、貴市にて作成されているB C Pを参考として開示して頂きたい。	要求水準書に記載のとおり、市域内において非常変災が発生した場合には、施設設備の使用及び調理従事者の応援など市に協力することを求めています。具体的にどのようにご協力いただくかは事業者の提案に委ねます。
105	停電対策	停電時において給食調理に影響がないように・・・との記載がありますが、停電時の想定はどの程度の電源を確保しましたら宜しいでしょうか。 また、接続先に冷凍冷蔵庫など。と記載があります電源容量はどの設備まで必要と考えたら宜しいでしょうか。	冷凍冷蔵設備が停電時においても停止しない電源容量と考えてください。
106	発電設備	太陽光発電設備を10kW以上設置するとありますが、全て自家消費と考えて宜しいでしょうか。 設置する太陽光発電設備は、リース方式を活用しても宜しいでしょうか。	自家消費を想定しております。リース方式でも構いませんが、事業終了後、市に所有権を移転してください。
107	発電機の増設について	要求水準書P.65に発電設備の増設について記載がありますが、太陽光発電設備の増設を想定されているのでしょうか。また増設設備については、事業対象外という認識でよろしいでしょうか。	国の動向等を踏まえて、将来的に増設する可能性はありますが、現時点において想定しているものではありません。また、増設設備については、事業者の提案に委ねます。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
108	省エネルギー	環境に配慮した施設を基本とされておられますが、設備などを比較検討するにあたり、各エネルギー単価や二酸化炭素排出係数などを統一した条件としてご提示いただけませんかでしょうか。	現時点で統一した条件等はありません。環境配慮や省エネ設備の導入等と合わせて提案してください。
109	給水・給湯設備	受水槽について、地震の際にも水槽内の水が流出しないこと。とありますが、どの程度の震度を想定されておられますでしょうか。	市の地震発生時の学校園の対応について、「市域において震度4の地震が発生した場合は、学校園内の安全点検後、問題がなければ授業を再開する」ことにしています。震度4程度で給食提供に影響がないよう備えてください。なお、震度5弱以上の地震が発生した場合は、授業を打ち切ることにしています。
110	排水管について	要求水準書（案） P26について、排水管は、月1回以上点検を行い、1年に1回以上清掃を行うことと記載があるが、対象範囲は給食エリアか一般エリアのどちらか。給食エリアが一般的であるため、要求水準書を修正していただきたい。	対象範囲は給食エリアを想定しています。要求水準書4.2.6.(2)（イ）建物および（ウ）建築設備について、建物全般と給食調理エリアの作業区分が明確ではないので、入札公告時に提示する要求水準書で清掃の作業区分を明確にします。
111	インフラ設備	都市ガスが近くに敷設されておりますが、中圧Aと中圧Bどちらを想定されておりますでしょうか。 また、引込負担金などは発生しませんでしょうか。ガス会社との事前協議内容を開示できる範囲でご教示いただけませんかでしょうか。	要求水準書に記載のとおり、光熱水費の削減が可能な限り図られるよう、事業者にて適切な熱源を提案して業務を実施してください。
112	食具	はしとスプーンは同時に使用する献立は想定されてますでしょうか？ 食具の最大の組合せをご教授下さい。	はしと先丸スプーンを同時に使用することは想定しています。食具の最大組合せについても、はしと先丸スプーンの組合せを想定しています。
113	コンテナ	コンテナについて、第1と第2給食センターで配送校の組み換えは想定していますか。	想定していません。
114	油庫	要求水準書51ページに油庫の記述があります。 油の納品は、ローリー車で納品にて行うのでしょうか。その場合は油庫のタンクをローリー車を使用できる設備と考えてよろしいのでしょうか。	ローリー車を使用して油の納品を行うことを想定しています。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
115	備蓄食品庫	要求水準書の54ページの備蓄食品庫の記述に「給食で使用する備蓄物資（レトルト食品）」とあります。どのようなときに給食にレトルト食品を出すのでしょうか。	備蓄食品はカレーとご飯が一体となっているレトルト食品を想定しています。第1センターの各ラインに8,000食分ずつ備蓄できるようにしてください。なお、備蓄食品は、給食センターの停電等により給食が提供できない場合等に提供することを想定しています。また1年間備蓄し、1年間で提供しなかった場合は、献立に組み入れ提供し、新たに備蓄物資を納品することを想定しています。
116	見学通路	見学通路が必要ないと理解しましたが、意図は何でしょうか。	市としては、要求水準書5.3.1.(10)食育等支援業務に記載しているとおり、ICTを活用した給食の食育を進めていきたいと考えております。
117	食育見学	本施設では見学・研修等の対応はないものと考えてよろしいでしょうか。	見学・研修等の対応は市職員で行います。
118	資料10 献立(想定)	資料10の献立(想定)はごはん献立のみですが、パンや麺献立の提供想定献立があればいくつかご教授いただけないでしょうか。	パン献立は月に数回程度を想定しています。パン献立の際は、想定献立のNo.4やNo.8のような副食を想定しています。麺を主食に置きかえる献立については、現時点では想定していません。
119	米飯の献立について	ご飯が同日にA、B献立で違うメニューを実施する可能性はありますでしょうか。機器配置や動線計画に影響があるので、確認したいです。 (例)A献立が白ご飯、B献立が炊き込みご飯	8,000食/日×1ラインで白ご飯と炊き込みご飯の2献立を炊飯することもあることを踏まえ提案してください。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター（8,000食/日）

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
120	事業予定地における擁壁部分の取り扱いについて	事業予定地東側にあります擁壁部分が解体の対象となっておりますが、事業期間中の維持管理業務の取り扱いについてお考えをお教え頂きたい。（定期的な点検や簡易な補修等については、事業者にて対応可能と思慮しますが、躯体に関する帰責については、貴市のご担当として頂きたい。）	北側の旧スロープ及び擁壁については解体し、新設していただくことを求めています。なお、要求水準書添付資料6「解体工事対象施設に関する資料」を一部修正します。また、実施方針等に関する質問への回答と併せて、既存施設に関する図面等が必要な企業に対してデータ配付します。市のHPから閲覧資料貸出申込書兼誓約書をダウンロードし、必要事項を記入の上、提出してください。
121	事務備品の消耗品について	事務備品の消耗品について、事業者の担当区分となっているが、事業者では使用量や在庫管理が困難と思われる。他案件ではどのようにされているかご教示頂きたい。	事務備品（机、椅子、電話機、棚等、調理以外の目的で使用する建物に固定しない機器をいう。）については、要求水準書に記載のとおり、事務備品保守管理業務として、事業期間内における事務備品の機能を維持するために、必要に応じ、保守管理・修繕・更新（補充）を行うことを求めています。また、消耗品については、要求水準書に記載のとおり、維持管理業務の実施に必要な消耗品は、トイレトーパー、液体石鹼及び消毒用アルコール液等の各種設備・備品等に係る消耗品、各種清掃用具等と位置付けており、清掃業務と同様に、それらの保守管理等を求めています。しかし、市職員が使用する文房具など事務用品は、市において保守管理等を行うことを想定しています。
122	事務備品の消耗品について	要求水準書に「FAX・複合機・プリンター」と別々に記載されておりますが、複合機にFAX・プリンターの機能が付いていれば、一つにまとめても問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
123	事業者から	第1と第2給食センターの要求水準書（案）を確認させて頂いたが、内容などは共通しているが、調理設備に関しては同じものと認識してよいでしょうか。	調理設備に必要な仕様は、第1と第2で同じ仕様となっています。

実施方針等に関する個別対話の結果（仮称）堺市立第2学校給食センター(8,000食/日)

No.	対話項目	対話内容（質問事項等）	回答
124	新型コロナウイルス等の流行時の対応	<p>実施方針p.3において、「維持管理・運営に係るサービス対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとする。固定料金には本施設の保守管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については事業者の提案によるものとし、市と事業者が締結する事業契約において定める。」とありますが、新型コロナウイルスのような想定が困難な疫病の流行等による食数の減少の場合についても、提案時に事業者側で変動料金の設定をしておく必要があるのでしょうか。</p> <p>事態発生時の影響の大きさを見通すことが困難なため、また雇用を最大限確保するためにも、このような事例については個別の協議としていただき、提案外とすることもよろしいでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルスのような想定が困難な疫病の流行等による食数の減少の場合については、個別協議することを想定しています。</p>
125	参考他事例等	<p>貴市としては初めての中学校給食センター設立になると存じます。</p> <p>そこで貴市のご要望に沿った施設を整備・運営する為に、ご参考にされている他自治体の事例があればご教示願えないでしょうか。</p> <p>また、貴市として最も重要視されている点やリスクを感じられている点があれば、合わせてご教示願えないでしょうか。</p>	<p>市としては、「堺市中学校給食改革実施方針」を踏まえて、安全安心でおいしい給食をめざしています。各企業のノウハウを最大限に発揮してください。</p>
126	事業者から	<p>先行事例の給食センターをいくつか見学等されたと思いますが、堺市様として給食センターを整備・運営していく上で、参考にした事例はありますか。</p>	<p>市として基本的な施設水準は要求水準書で提示しています。</p>
127	基本方針	<p>本施設を計画するにあたり他市の様々な情報を入手されたことと思いますが、不具合事例や改善点などございましたら、ご教示いただけませんか。</p>	<p>民間事業者のノウハウを発揮してご提案くださいますようお願いいたします。</p>